

令和7年10月8日
総務部総務課

世田谷区長等の給料の特例に関する条例

本庁舎移転時に発生した歴代区長の肖像画5点を含む物品の滅失事故に係る一連の経過を踏まえ、区長及び担任副区長が自らの責任を明らかにし、給料を減額するため、世田谷区長等の給料の特例に関する条例を制定する。

- 1 条例名 世田谷区長等の給料の特例に関する条例
- 2 内 容 区長及び副区長（職務代理順序が第1順位の者）の月額給料10%を1か月間、減額する。
- 3 適用期間 令和7年11月1日から11月30日
- 4 施行日 令和7年11月1日